平成２８年（フ）第２４０号
兵庫県西宮市甲子園七番町21番12―203号
債務者　賀集　久子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４４号
兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目56番地　アバンテ尼崎西105号
債務者　松下　尚弘
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　734―105号
債務者　藤原　　実
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
兵庫県明石市魚住町西岡2009番地の６　グラシア魚住202号
債務者　三浦素賀子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
兵庫県明石市大久保町江井島７番地の１　レオパレスシーサイド江井島104号、前住所兵庫県明石市大久保町大久保町800番地の１　ピュアメゾンＴｏｒｉｉ203号
債務者　木村　圭佑
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
神戸市西区伊川谷町有瀬728―３　ハイツソシアル102、住民票上の住所兵庫県明石市上ノ丸２丁目６番37号　セレノ上ノ丸202号
債務者　米井　一哉
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目189番地の３　ヨーロピアン27番館204号
債務者　服部　哲也
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８号
兵庫県篠山市犬飼460番地１、前住所兵庫県姫路市四郷町東阿保903番地13
債務者　前川たかみ（旧姓佐用）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
鳥取県日野郡日野町黒坂1348番地、前住所鳥取県米子市西福原４丁目１番20―301号
債務者　藤澤久美子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２８号
松江市東津田町1816番地18
債務者　**廣**田　勝義
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５１号
広島県福山市加茂町大字下加茂93番地２　ハイムプリベール西一Ｃ
債務者　足立　拡之
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第５４号
広島県福山市高西町１丁目12番５号
債務者　村上　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３１号
山口県下関市王喜本町３丁目13番27号　王喜ファミリオ１棟　３号
債務者　北代　徳考
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第３号
徳島県鳴門市大津町木津野字北川縁37番地　ふるはうす301号、旧住所徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜12番地５
債務者　臼田　雅子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３号
徳島県徳島市北矢三町３丁目３番13―210号　コーポ林第２ビル
債務者　澁谷　眞弓
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１号
徳島県三好市山城町下名1005番地１　山城下名１号団地134号室
債務者　**吉**田恭弘こと　**吉**田　**泰**弘
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第９９号
愛媛県伊予郡松前町大字神崎586、住民票上の住所愛媛県伊予市中山町中山寅388番地６
債務者　照岡　孝子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
松山地方裁判所民事部